

- 注： 1 「農業経営改善計画」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項に規定されるものをいう。
また、「認定農業者」とは、法第13条第1項に規定する者をいう。なお、「認定農業者数」は、農業経営改善計画認定数及び特定農業法人で認定農業者とみなされている法人の合計としている。
- 2 本調査の集計対象とした農業経営改善計画の認定数は、前年度の数から、令和4年度中に終期を迎えた計画を除き、再認定又は新規認定を受けた計画数を加え、計画の有効期間内に認定農業者でなくなったもの（市町村等が把握している法人化、死亡、離農等）を除いた数である。
- 3 営農類型の分類については、次のとおりである。
- (1) 「単一経営」とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門（作目）の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める経営をいう。
 - (2) 「複合経営」とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門（作目）の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない経営をいう。
 - (3) 「工芸農作物」とは、さとうきび、たばこ、茶、てんさい、こんにゃくいも、なたね、いぐさ、ホップ、ごま、はつか、じょちゅうぎく、ラベンダー、薬用作物などの作物をいう。
 - (4) 「その他の作物」には、芝、種苗、栽培きのこと類（施設栽培を含む）、桑葉、牧草等の販売を含む。
 - (5) 「その他の畜産」には、馬を肥育しての販売、めん羊、やぎ、うさぎ、うずら、その他の毛皮獣及びミツバチの飼養等の販売を含む。
- 4 「法人」には農地所有適格法人以外の法人、法人化することが確実として認定された組織経営体を含む。
- 5 「特例有限会社」とは、平成18年5月1日の会社法（平成17年法律第86号）施行以前に有限会社であった会社であって、同法施行後、商号の中に「有限会社」を用いて存続している株式会社をいう。
- 6 「共同申請」とは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）による共同申請（例：①夫婦、②世帯主とその子、③夫婦とその子等）の数である。
- 7 「年齢」とは、農業経営改善計画認定申請書に記載された年齢であり、法人又は共同申請による農業経営改善計画を除く。
- 8 「ブロック」の区分は、次のとおりである。

ブロック名	所 属 都 道 府 県 名
国（本省）	全国
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸	新潟、富山、石川、福井
東海	岐阜、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

※ 農業経営を営む区域が、ブロック内の複数都府県にまたがる場合は地方農政局長認定（北海道及び沖縄を除く）、ブロックをまたがる場合は農林水産大臣認定（本省認定）。

- 9 構成比については、原数により算出している。
また、合計と内訳は、ラウンドの関係で必ずしも一致しない。
- 10 本調査は、令和6年3月末時点で農業経営改善計画の認定を受けている者の認定時の計画に記載された営農類型や年齢等を整理したものである。